

第3回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年6月16日（火） 14:00～15:54

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、宋戸委員、長田委員、根本委員（代理出席：山田氏）、増田委員、森委員
内閣官房 副長官補室 木村参事官
情報通信技術（IT）総合戦略室 富安参事官、中田企画官、生末企画官
個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官、池田企画官
総務省 行政管理局 三宅局長、吉開大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）、水野管理官、泉情報公開・個人情報保護推進室長
自治行政局 圓増地域政策課地域情報政策室課長補佐

1. 開会
2. EU域内における個人情報保護ルールについて（委員ご発表）
3. 前回検討会での委員意見を踏まえた整理の方向性（案）
4. 個人情報保護法令和2年改正における措置事項と公的部門における措置の要否についての考え方（素案）
5. 意見交換
6. 閉会

[資料]

- 【資料1】生貝委員発表資料（欧州データ保護法における学術・研究目的適用除外）
- 【資料2】石井委員発表資料（EUにおける公的機関への監督）
- 【資料3】前回検討会での委員意見を踏まえた整理の方向性（案）
- 【資料4】個人情報保護法令和2年改正における措置事項と公的部門における措置の要否についての考え方（素案）（非公表）
- 【資料5】今後の検討会の進め方（案）
- 【参考資料1】個人情報保護法令和2年改正 概要
- 【参考資料2】個人情報保護法令和2年改正 新旧対照表

1. 開会

（高橋座長） それでは、皆様、おそろいでございますので「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第3回を開催したいと思います。

本日も、委員の皆様には御多用中にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、根本委員が所用により御欠席でございますので、代理として山田様に御出席を

いただいております。ありがとうございます。

また、長田委員は、途中で御退席と伺っております。

本日は、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に、注意事項などについて、事務局から御案内をお願いします。

(内閣官房IT総合戦略室) 事務局でございます。

本日は、御案内のとおり、オンラインでの開催でございますけれども、高橋座長と大谷委員については、事務局と同じ会議室にお越しをいただきまして、御出席いただいております。

オンラインで御出席の委員の皆様におかれましては、会議を円滑に進めるために、ハウリング防止のためのイヤホンの着用、御発言時以外はマイクをミュートにいただき、カメラはオフをお願いいたします。また、御発言をいただく際には、マイクとカメラをどちらもオンにいただき、最初に御所属とお名前をおっしゃっていただき、御発言はごゆっくり、ということで御協力をお願いしたいと思います。

また、質疑応答、意見交換におきまして、御発言を希望される場合には、右側のチャット欄に、御発言希望の旨を名前とともにお知らせください。座長から順次指名をさせていただきます。御発言をいただきます。

会議中、何かお困りのことがございましたら、事務局担当者まで御連絡をお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして、一般傍聴を受け付けずに開催しておりますので、議事録につきましては、会議終了後、できるだけ速やかに公開することにしたいと思います。

また、本日の議事は、事務局より、個人情報保護制度見直しの基本的な方向性(案)を踏まえた説明に加え、これまでの検討会でも多くの意見がございました、EU域内における個人情報保護ルールについて、生貝委員、石井委員から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、早速でございますが、EUの事例につきまして、生貝委員より、欧州データ保護法における学術・研究目的適用除外につきまして、御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(生貝委員) ありがとうございます。東洋大学の生貝です。

それでは、早速でございますが、まず、私のほうから、EU、欧州データ保護法における学術・研究目的適用除外に関しまして、お話をさせていただければと思います。

これから我が国のこの分野の法制をいかに国際的に調和させていくのかということ、そして、これから特にデータ駆動型の学術・研究というものが非常に増えてくる中で、果たして、どのような制度を構築していくことが望ましいのか、そのようなことを検討していく上での、1つの材料という位置づけで御覧いただければ、大変幸いに思います。

それでは、まず、GDPRと学術・研究目的の全体的な概観といたしまして、GDPRの中では、この学術・研究目的というものを85条の学術表現、アカデミック・エクスプレッションと、別途89条で科学研究、サイエンティフィック・リサーチと分けて、個人データ保護との調整を規定しているということになります。

GDPRの仕組み上、前者は、加盟国は、shallで対応しなければならない、そして、後者はmayで、例外を規定してよいといったような書きぶりで、加盟国の、いわゆる開放条項として規定されておりまして、いずれも極めて加盟国の裁量が大きいものです。規則というよりは、ほぼ指令に近いような多様性を持っている分野でございまして、今日は、後半で少し、英、独、仏、アイルランドの規定について、簡単に御紹介させていただきます。

そして、そのほか、目的制限の緩和や、特別な種類のデータに関する処理の、同意以外の根拠というの、85、89条以外でも規定されているところがございますが、まず、全体としてGDPRの規定ぶりというものを少し見ていきたいと思えます。

まず「第85条、取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由」というところに関しまして、第1項のところでは、加盟国は、法律によって、本規則によるデータ保護の権利と、まさに、我が法で言うところの76条に現に規定されているような分野に近いこと、特に、学術上の表現に関して、表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和を保つ、保たなければならない。

そして、第2項のところ、より具体的に、学術上の表現に関して、必要がある場合、第2、第3、第4、第5、第9章まで、かなり全体にわたる例外を加盟国が定めることを許容しているということになります。

加盟国は、これらを定めた場合は、その条項を欧州委員会に通知しなければならないということで、一応、加盟国各国とも国内法の導入というのは、ほぼ終わっておりますので、様々な通知もなされているところがございます。

次に、もう一つの重要な条項が89条でございます。

こちらは、公共の利益における保管の目的、英語ではarchiving purposes in the public interestでございますけれども、そして、科学調査、こちらは、元々がサイエンティフィック・リサーチですので、科学研究と訳してもよいところかと思えますけれども、歴史調査の目的または統計の目的のための取扱いと関連する保護及び特例ということで、科学調査もしくはそのための取扱いは、本規則に従い、基本的にデータ保護の措置に服する。それらの保護措置は、特にここに記載される技術的、組織的な措置を伴わなければならない。その措置には、仮名化も含まれるということを書かれているところです。

それから、2項のところでございますが、加盟国が特例を設けられる要件として、GDPR

の権利が、個別具体的な研究等の目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、そして、かつ、その特例が目的を果たすために必要である場合に限りという、かなり厳しい、入念な要件をつけた上で、本条1項に規定する条件及び保護措置を満たした上で、15、16、18、21条、つまりアクセス権などが含まれるわけでございますけれども、特例を定めることができる。

ここまでが中心でございますけれども、3項のところは、アーカイブのところに関わってまいります。そして、さらに幾つか、先に申し上げましたように、目的制限等のところにもそこに配慮した、89条に関わる要件というものが書かれておりまして、目的特定の原則に関しまして、科学研究等の場合は、当初の目的と適合しないものとはみなされないということで、目的変更というものが、かなり柔軟にできるということを規定している。

そして、個人データ処理の法的根拠に関しまして、御承知のとおり、GDPR6条の中で、様々根拠があるところなのでございますけれども、全体的に、これは明示的にGDPRの中に書かれているわけではございませんけれども、実務的には、同意によるか、あるいは公的権限行使か、正当な利益によることが多い模様です。

そして、特別な種類のデータ保護の法的根拠に関しましては、これは原則として第9条で、明確な同意に基づかなければならないということになっており、正当な利益ですとか、同意以外の法的根拠というのがほとんどないのでございますけれども、目的と比例的であり、データ保護の権利の本質的部分を尊重し、安全を確保するための国内法に基づいて例外を定めることができるということを書いてあるところでございます。

ここまでは、主たる条文ということになるのですけれども、関連する解釈指針を示している前文のところだけ、一部確認させていただきますと、まず、85条の、いわゆる表現の自由等に関わる例外については、そのためののみ、solely forということ、ここで強調しているということです。

159は、89条のところでございますけれども、逆にこちらのほうは、比較的広く基礎研究、応用研究や、民間資金の提供を受けた研究を含むという形で、かなり広めに書かれています。

3つ目のところですが、同意に関して、事前に特定することが困難なので、一定の倫理基準が保たれている場合、一定分野の科学基準にある程度まとめた同意を与えることができるということも書かれているところでございます。

さらに、こちらは御参考までに、旧データ保護指令の当時から、一応、こういった85条、89条に相当する条項というのは設けられておりました。

まず、85条の学問表現の自由に関わるのところについては、ほぼ9条が相当するのですけれども、ここにおいては、ジャーナリスティックと、アーティスティック、リテラリーという言葉が入っているのですけれども、旧データ保護指令の時代はアカデミックに、この部分においては言及がありませんでした。

ですので、原則的には、GDPRでいう89条のアーカイブや、その他の目的と同じところで担保するということが条文上のつくりにはなっていたわけでございますけれども、アクセ

ス権ですとか、それに含まれる修正ですとか、そういうところも必要な範囲で制限することができる。

さらに、特別なデータの処理に関しても、ほぼ同様のことが、サブスタンシャル・パブリック・インタレストという言葉にはなっておりますけれども、入れられていたところでもございました。

さて、ここまでがおおよそGDPRの規定なのでございますけれども、やはり条文のつくりという意味ですと、少しGDPRを確認しているだけでは、なかなか実態というのがつかみにくいところです。

そこで、御参考までに幾つか、英、独、仏、それから、少しアイランドのところも含めて、国内法でどのように規定しているのかということについての御紹介を簡単にさせていただければと思います。

まず、英国、こちらは、EUからは離れたこととなりますけれども、データ保護に関しては、実質的にEUの圏内にとどまるということで、GDPRスタンダードの規定というものを全体として置いているところでございます。

まず、英国のほうは、相当程度広く許容された範囲で学術、それから研究の両方の部分について例外を定めておまして、まず、85条の部分に関しましては、原則というところで、セキュリティーとアカウントビリティーを除く適法性、公平、透明、目的の制限、データ最小性等の原則は適用しない。

さらに、データ主体の権利に関しましては、これもGDPRを反映しながらでございますけれども、英国のほうでは、透明性のある情報提供とプロファイリングを含む自動決定に関しては適用されるが、それ以外は適用しない。

第4章、管理者及び処理者に課される義務に関しては、これはかなり広めに残す形を作っております。

いわゆるデータブリーチのノーティフィケーションと、それから事前相談というところだけ適用除外にした上で、データ保護バイデフォルト、取扱いの記録、監督機関との協力、影響評価、それから、データ保護オフィサーの設置等々は適用されるという形にしております。

第5章、これは基本的に越境規制に関わるルールは、原則適用されるというつくりにしており、あとのところに関しては、比較的ほかと比べると小さいところですので、割愛させていただきます。

そして、85条適用除外を受けられる要件というものを、かなり具体的に定めているところでございます。

学術表現等に関しては、その資料、マテリアルの公表を視野に入れて行われるものであって、かつ、当該公表が公共の利益になると合理的に信じていることが必要である。公表を視野に入れて行うことが前提である。

その上で、それを判断する場合は、様々な事項の考慮と、それから、行動規範やガイド

ラインを考慮して検討するべきだということを決めているわけでございます。

さて、次に、89条に関する例外に関してでありますけれども、こちらは、権利の制限というところに関して、GDPRが様々な規定を置いているところでございますけれども、一番右の英国法の適用除外を見てみますと、これもGDPRの文言を反映する形で、いつでも適用が除外されるというわけではなくて、権利が処理の目的を妨げる、または損なう範囲には適用されない。ということで、かなり実質的に、どうしても必要であるといったようなことを求めているわけです。

幾つか規定ぶりにはありますけれども、アクセス権、訂正権、消去権、取扱い制限の権利といったようなところも含めて、およそ似たような文言が続いているかということです。

22条は、こちらでも除外の対象にはなっていません。

そして、89条を受けられる要件というのも、これもかなり規定がございまして、特に、データ主体に深刻な損害または深刻な苦痛を引き起こす可能性がある場合には、これは、そもそも適用除外の対象にならないと、これもGDPRの解釈を法文として示したものです。

そして、承認された医学研究等を含まない限り、特定のデータ主体に関する措置または決定の目的での処理は適用除外の対象にはならない。

この承認された医学研究というのは、法に基づく倫理審査委に承認を受けた研究を指す。

このほか、特別の種類データを処理するときは、同意以外の根拠として、科学目的に不可欠であり、89条の要件を満たし、公共の利益に資することを要件として同意なしで扱うことができるということも定めているところです。

そのほか、次はフランスでございまして、まず、これは85条相当の表現の自由に関して、細かい条文の中身までは申し上げませんが、相当程度広範な条項に関しまして、個人データの保護の権利と表現の自由を調和させるために、そのような特例が必要な場合であり、なおかつ学術、芸術、文学表現、そして、ジャーナリズムの活動に関して適用されないという条文のつくりをしているわけでありまして。

下は、関連条項でございます。

そして、85条はシンプルなつくりなわけですが、89条のほうに関して、かなり詳細なつくりをしているところがございます、15、16、18、21条で規定される権利は、これらの目的の達成を不可能または深刻に妨げる場合には、適用されないということを言っているわけでありまして。

そして、その上で必要なことに関しては、これは国務院の政令で定めているという形を取っております。

このデクレを少し確認してみますと、データには権限を与えられた人だけがアクセスできる、当該分野に適用される倫理ルールを尊重する。それで配布の場合には、匿名化しなければならない。その前にも仮名化しておかなければならない。

そして、次の部分につきましては、原則と定義のところ、先ほどの目的ですとか、保持期間について定めている。

さらにドイツのBDSGでございますけれども、こちらは、85条相当は、どうも州の規定で分散的にやっているようでございまして、連邦法のほうには見当たりませんでした。

そのかわり、89条相当の文言に関しましては、かなり詳細な規定があり、利益同士の衡量をした上で、例外というものを、特別な種類の個人データの処理に認めるということ。

これは、個人データ処理の目的を、不可能とするか深刻に損なう場合は適用しないということ、そして、匿名化を原則として求めるということをしているわけでございます。

そのほかにも、仮名化を求めているという意味で、フランスと規定が近い。

さらに、アイルランドも少しだけ見ておきますと、こちらは、まず、85条に関して、表現や情報の自由の権利を行使する目的での処理の重要性を考慮して、そのような目的として両立しない場合にここで挙げられる規定は適用しないということを書いているわけです。

そのほか、89条対応にも細かい規定がありますが、省略します。

そして、事前におくばりした資料から2枚ほど資料を足しておりますが、ちょうど2020年の1月に欧州データ保護監察官が「データ保護と科学研究に関する予備的意見」というものを出しております、現状を確認した上で、今後、データ保護と両立して科学研究の発展を進めていくために、こういう取組が必要だということをおっしゃっています。

1つは倫理審査委員会との連携、2つは行動規範と認証システム、これは次頁で少しだけ載せております。

それから、研究支援プログラムとデータ保護を関係させること、それから、科学研究に関して民間企業からデータを受け取る、その上でのデータ保護水準というものをしっかりしていくべきだということの4つの重視している。

そして、最後に、やはり各国ごとで非常にばらばらになっている状況というものを平準化させ、そして、法令遵守へのトラストを向上するために、40条の行動規範、そして、42条の認証メカニズム、これは日本の認定個人情報保護団体制度やPマークに近いものでございますけれども、そこで、全欧州としてのコード・オブ・コンダクトを作っていこう。そして、それを広めていこうということをおっしゃっているわけです。

最後に、我が国との対比に関しては、いろいろと申し上げたいこともあるのですが、ここでは、キーワードだけ簡単に申し上げますと、やはり、様々なところで、丸々除外するというよりは、かなりそれが必要な場合、深刻なダメージを起ささないといったような衡量を全体として重視している。

それから、特別な種類の個人データに関しても、やはり別の扱いをしている。

学術表現と科学研究というものを規定上分けている。

そして、公共の利益という概念を非常に重視している。

そして、行動規範・倫理審査というものを全体として重視している。

そういったことが少し申し上げられるところかなと思います。

少しお時間を過ぎまして申し訳ございません。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

続きまして、石井委員より「EUにおける公的機関への監督」につきまして、御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

(石井委員) よろしく申し上げます。今から共有させていただきます。

では、報告させていただきたいと思っております。

「EUにおける公的機関への監督」という内容で報告させていただきます。

本日の内容については、GDPRに基づく監督機関の監督権限の内容、ご参考までに刑事司法指令の規定、それから、生貝先生の資料にありましたけれども、欧州データ保護監察官の取組を取り上げた上で、公的部門における執行事案について御紹介したいと思います。

公的部門による個人データの取扱いについては、GDPRの中に幾つか特別な規定がありまして、例えば、適法な取扱いに関しては、公的権限行使に関する根拠規定がありますし、赤字の部分ですけれども、公的機関については、基本的には当事者の立場が対等ではないので、同意には任意性がないというように解釈されているということ、それから、忘れられる権利やデータポータビリティ権については、公的権限行使の場合に適用される可能性が低いということ、異議申立権については、適法な取扱いの根拠として、公的権限行使に基づく職務執行について異議申立権の対象になるということ、域外適用時の代理人設置が要らないこと、データ保護責任者について、公的機関は指名義務があること、越境データ移転について、公的機関や組織には、法的執行力のある文書によるデータ移転の規定があることなどが挙げられます。

GDPRの監督機関の権限に関しては、調査権限、是正権限、許可・助言権限という、大きく分けると3種類ありますが、調査については、こちらに挙げておりますとおりで、省略させていただきます。

是正権限には、違反の可能性が高いという警告をする、GDPRに違反した場合に、譴責と訳しましたけれども、そのような処分をすることができます。

データ主体の権利行使、これは1つ論点になるかと思いますが、データ主体の権利行使要求に従いなさいという命令を下すことができるようになっていきます。

また、特定的手段、特定の期間内で、GDPRを遵守しなさいという旨の命令を下すことができます。

少し飛ばしまして、制裁金を科すことができるという是正権限があります。

許可や助言の権限に関しては省略いたします。

刑事司法指令のほうですけれども、こちらは、同じように指令に則して採択された規定に違反している可能性が高いという警告を下すことができます。

データ主体の権利行使要請の遵守、こちらにも刑事司法指令に根拠が定められております。また、処理を禁止する、GDPRにも同じような規定がありますけれども、刑事司法指令にも

定めが置かれています。

EDPS、欧州データ保護監察官と訳されていますが、こちらは、GDPRとは異なる規則に基づく独立監視機関で、EUの機関を監督する機関になっています。欧州議会、閣僚理事会、欧州委員会などのEUの機関の個人データ処理を監督する機関です。

EDPSにも、調査権限、是正権限、許可・助言権限がありまして、GDPRや刑事司法指令に則した、類似した権限行使の規定があります。

他方、EDPSの監督権限行使の方法として、DPOという、先ほどデータ保護責任者と訳しましたけれども、データ保護責任者の役割が重視されているという面があります。

EUの様々な機関は、データ保護責任者を通じて、EDPSに、まず、助言を求めます。助言を求めた結果、修正すべき実務があれば、その助言に沿って対応していくことになっております。いきなり執行をかけるというよりは、EUの諸機関におけるデータ保護の取組については、DPOを介した相談、助言を求める、そうした取組が重視されていると思われま

す。DPOについては、公的機関については設置が必要となっており、指名義務があります。データ保護の専門家を置かなければならず、独立性を持たせる必要があります。特に、専門知識を持っている者を選任しないといけないというところが重要な点となっております。

公的部門への執行事案について御紹介していきたいと思えます。

EDPBについて、これは欧州データ保護会議と訳されることが多いかと思えます。監督機関の集合体で、EUデータ保護指令に基づく第29条作業部会が格上げしてできた組織となります。

そのEDPBが公表しているサイトの中に個別の執行例が載っておりまして、これを2018年5月25日の適用開始までさかのぼり、公的機関への執行事例と思われるものを一つ一つ拾っていったというのが、ここから先の説明になっています。

プラスアルファで監督機関の年次報告書も見てみました。

まず、オーストリアの例で、これは選挙活動に個人データを流用したという事案になります。

オーストリアの郵便事業者は、どうやら国が50%以上出資しているという事業者のようですけれども、政治的な指向に基づくデータ処理について、適法な根拠もなく行ったということで、処理業務の停止、データの削除命令、データ保護影響評価の実施、処理記録の訂正といった命令が下された事案があります。

ベルギーについては、これも選挙活動に流用したという事案でして、市長と地方政府職員に対して、5,000ユーロの制裁金が科せられた事案です。

連邦公衆衛生局に対する警告、これは、個人からアクセス権の行使があったのに応じなかったという事案です。

市長に対する2,000ユーロの制裁金、これも選挙活動のために個人情報流用した事案でした。

デンマークについては、地方の小さな町、グラッドサクセとホルスホルムというところ

があるようですが、10万DKKと5万DKK、罰金の事案があります。これはセキュリティーの侵害です。暗号化されていないデータが漏えいした事案でした。

ハンガリーについては、ハンガリーの議会政党である民主連合に対する1,100万HUF、3万5000ユーロ程度ですが、行政上の制裁金が科せられた事案です。

これも支持者の情報が漏えいしてしまったという事案でした。この事案では、データが漏えいしたことの通告を受けていたにもかかわらず、漏れたのは古い情報だからということで、ずさんな対応によって漏えい通知を行わなかったという事案で、行政上の制裁金が科せられました。

アイルランドに関しては、年次報告書から拾ってきました。2019年の年次報告書を見ますと、アイルランドの州が開催したイベントで、子供の写真を撮るときに、口頭で簡単に同意を取って、きちんと説明をせず、PR資料に使ったということで調査が入った事案です。

2017年の年次報告書と、2016年の年次報告書については、違反認定がなされている事案です。

2017年のほうは、アイルランド警察が保有する証拠ファイルに保存された機微データが紛失した事案です。司法平等省と訳してみましたが、職員の医療データへのアクセス制限の懈怠によって、多くの人がアクセスできる状態になっていました。

2016年の年次報告書の事案としては、郵便事業者がアイルランドの国庫管理庁の処理者で、第三者に対して共同預金口座情報を開示したという事案が紹介されています。

2016年と2017年は、違反認定がなされているというケースです。

マルタについては、国土局に対する5,000ユーロの制裁金の事案があります。これはセキュリティー違反のケースです。

ポーランドには、アレクサンドルフ・クヤフスキ市という地方の都市があるようですが、そのデータ移転先の事業者との間で、個人データの処理契約を結ばなかった事案で、4万PLNの制裁金が科せられました。こちらは、命令が下されていて、60日以内の違反行為の是正命令が下っているケースになります。

スウェーデンは、幾つかありますが、オレブロ郡の保健委員会がウェブサイト上に機密性の高い個人データを公開した事案があります。精神科、診療内科の入院患者の情報が公開された事案でした。保健委員会に対しては、個人データを公開してしまったものに対して、GDPRを遵守するように措置を講じなさいという命令が下されています。機微な個人データを処理するための法的根拠がなかったので、GDPRを守りなさいという命令が下されています。加えて、12万SEK、約1万1000ユーロの行政上の制裁金が科せられました。

このような感じで地味なケースが続きますけれども、こちらは、全国政府サービスセンターにおける給与管理システムの障害による、個人データ侵害通知・連絡義務の懈怠の事案です。この事案では、個人データ侵害の文書化による内部手順を導入しなさい、GDPRを守りなさいという命令と、20万SEKの行政上の制裁金が科せられました。

ちなみに、全国政府サービスセンターは、他の政府機関に行政支援サービスを提供する、そのようなサービスを行っている組織です。

次に、これは自治体と訳してよかったのかどうかなのですが、地方政府に対して20万SEKの制裁金が科せられた事案というものがあります。学校での生徒の出席を監視するために顔認証技術を不適切に利用していた事案です。これは、同意に基づいて処理していたつもりだったのですけれども、先ほどお話ししましたように、当事者間の関係性から、同意を使うことは、公的機関においては難しいという理解になっていますので、同意の任意性が欠けるといいう事案になっています。

ノルウェーは、地方都市、地方政府に対する制裁金の事案です。全てセキュリティ侵害のケースになっております。

英国については、年次報告書やICOのウェブサイトなどから少し事案を探してみました。こちらにも不正アクセスの事案が取り上げられております。3点目、歳入関税庁が音声認証システムを採用したときに、通話者の音声記録を収集する際に、同意をきちんと取得しなかった事案です。もともと同意の任意性がないので、同意に基づくことは難しいのですけれども、きちんと説明もせず、同意が取れていなかったという事案です。

地方政府に対して、GDPR適用開始前の積み残しアクセス請求、処理が遅れていた事案においても、執行通知が課せられています。

また、児童の性的虐待に関する独立調査機関というところがありまして、これが公的機関なのかどうか、何とも言えないところなのですけれども、メールをbccではなくtoで送信した事案に対し、20万ポンドの罰金が科せられた事案があります。

地方政府において、火事による空き家を保有する943名について、識別可能な状態でジャーナリストに開示した事案で罰金が科せられている事案があります。ジャーナリストは統計情報を請求していたのに、開示する側が識別可能な状態で出してしまったという事案です。

かいつまんでお話ししたつもりですけれども、以上で報告を終わらせていただきたいと思っております。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの生貝委員、石井委員からの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。

恐れ入りますが、御質問、御意見のある委員の方は、チャットでお名前をお出しいただきまして、通知ください。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

では、森先生、よろしく申し上げます。

(森委員) 森でございます。御説明ありがとうございました。

生貝先生に教えていただきたいのですけれども、本当に御説明いただいて勉強になりました。

特に89条というのは、よく分からないなと思ってまして、詳細に御説明いただいて、よく分かったように思うのですけれども、資料でいいますと、11ページとか12ページなのですけれども、89条に基づく適用除外というものは、85条の適用除外とかとは違って、もともとのGDPRの15条、16条、18条、21条のアクセス権とか、訂正権とか、そういうものを適用しないという規定が89条の適用除外という理解でよろしいでしょうか。

(生貝委員) はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、85条のほうは、ここで規定している章丸ごとを、一部を除いては、適用除外して良いというざっくりした書き方をしている。それに基づいて、各国が法令を作っているわけですけれども、89条のほうに関しては、特に特定された条文に関して、こういう条件であれば適用されないとすることができるということを規定しているといったような形になります。

(森委員) なるほど、ありがとうございました。要するに、多分、85条のほうは、表現の自由との関係で、義務規定が全般的に適用されないということになって、89条のほうは、そういう目的で保管するならセーフガードはやりなさい、そのセーフガードすると、場合によっては、仮名加工情報になってしまうから、その場合は、本人関与とかには対応しなくてもいいと、国内法で定めれば、対応しなくていいと、そういうことですかね。

(生貝委員) そうですね。セーフガードというものをかなり事細かに置いている。

どちらも加盟国がどこまでを適用除外とするかは決めるのですけれども、85条のほうは、かなり自由度が高い。89条に基づく場合は、かなり細かく条件がついてくるといったような違いかなと思います。お答えになっていればいいのですが。

(森委員) なるほど、よく分かりました。ありがとうございました。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、まだ、時間がありますので、宍戸委員、よろしく申し上げます。

(宍戸委員) 東京大学の宍戸でございます。

生貝先生と石井先生、それぞれの御報告について質問があるのですが、これは一個一個やったほうがよろしゅうございますでしょうか。

(高橋座長) はい、1つずつ個別にご質問下さい。

(宍戸委員) 分かりました。そのようにさせていただきます。

まず、生貝先生の御報告について、1つは、スライドでいうと7枚目の、関連する主な前文の部分ですけれども、159番の前文で、科学研究目的のための個人データの取扱いというときに、技術開発や応用研究とか、日本でいうと、産学連携も含むように広く考えているように思われるのですけれども、これについて、EUにおいては、これでいいのだということに理解しているのか。学問の自由というのは、もっと狭く捉えるのだという懸念があったり、各国法で対応が変わってきたりしているのかということ、御存じの点があれば、教えていただきたいというのが1点でございます。

もう一点は、科学研究の指針ないし倫理規定を遵守していれば、基本的には適用除外とか、いろいろなGDPRの義務規定が免除されると思うのですが、言い換ええますと、倫理指針等を遵守しているかどうかについては、各国ないしEUレベルでの監督は、学術、研究機関についてチェックがある。そのチェックの在り方は、普通の個人情報取扱事業者、特に企業とは異なるけれども、そういうものだということになっているのか、倫理規定等の適用の受け方についても、何か特別の取扱いがあるのか。手続面について、御承知の点があれば、教えていただければと思います。

(生貝委員) ありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、前文153が、いわゆる学問例外、85条相当で、前文159が科学研究目的ということで、極めて広範な適用除外を認めている学問例外に関しては、かなり狭めに、厳しく条件を取る。

他方で、かなりいろいろと安全管理を含めて要件を課す、前文159に当たる部分に関しては、逆に幅広く、まさに産学連携研究ですとか、そういうところまで幅広く取る。

後者に関しては、これも厳密な定義というものが、GDPRの中でなされていないところなので、各国ごとの違いというものはあるようなのですけれども、おおむね、やはり科学研究をしっかりと進めていこう、官民含めてといったようなところで、大きな異論自体は多くないかという認識でございます。

それから、もう一つの倫理規定がどう関わってくるか、適用されてくるのかということに関しまして、これに関しては、本当に各国レベルで様々な置き方をしているので、ちょっと私自身、詳細なところというのが確認できていないところです。

今のところ、条文上、余りハードにやっているところというのは、少なくとも、今のところ見つけられなかったのですけれども、ただ、最後のEDPSの意見で示しましたとおり、やはりコード・オブ・コンダクトをしっかりとEUレベルで作ろう、そして、認証メカニズムをしっかりと使っていこう。認証メカニズムを使いますと、それは遵守していることをしっかりと監査されることとなりますので、それを含めた仕組みに、これからどう向かっていくかという段階にある。また、各国ごとに、そういった仕組みというのが既にある可能性は

十分にあるという、そうした認識でございます。

(宍戸委員) 生貝先生、ありがとうございます。

私自身の誤解も含めて、よく頭が整理されました。ありがとうございました。

続いて、石井先生に御質問してもよろしゅうございますでしょうか。

(石井委員) はい、お願いします。

(宍戸委員) 1つは、EUでは基本権憲章があり、また、EU司法裁判所の幾つか重要な判例がありますけれども、特に公的部門へのGDPRの規律あるいは監督ということで、これらの基本権憲章や判例で特に重視されている点とか、影響を与えている点があるのか。我々はどうしてもGDPRの字面を見て、厳しい、厳しくないという議論をしがちなのですけれども、後ろにある、より上位のルールのイメージを、研究者は持っていても、一般の方々にないと、GDPRの公的部門への監督のイメージがつかないところがあるので、何か先生がお気づきとか、お感の点があれば、教えていただきたいというのが1点でございます。

2点目は、現在のコロナの関係でもありますけれども、国と国の間の人の移動、入国管理について、空港関係ですと別のPNR指令があるかと思えますけれども、そういった人の国をまたいだ移動についても、個人データの保護については、ルールとしては基本的にはGDPRが適用されて、あとは運用の中で入国に伴う様々な問題が処理されていると理解してよろしいのか。この辺りで御承知の点があれば、教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

(石井委員) ありがとうございます。

どちらも、なかなか難しい御質問で、今回調べた範囲で簡単にお答えすることは、なかなか難しいのですけれども、1点目の基本権憲章、司法裁判所の考え方が、今回の調べた範囲で影響している部分があるかということ、むしろ地味なケースが非常に多くて、地方政府に対して少額な制裁金を科したりですとか、命令を下したりといった形でした。基本権憲章が正面から問題になる事案は、むしろ見当たらなかったかなというのが、正直なところでは。

地味なケースしかないというのをどう考えるかという点があると思います。民間部門に関しては、GoogleやFacebookに厳しい制裁を科したということが大きなニュースになりますが、公的機関に対しては、むしろ執行について、少し慎重に捉えているのではないかという見方ができるだろうと思っています。それについて、基本権憲章や欧州司法裁判所の考え方が背景にあるのかもしれないですし、外交的な理由があるのかもしれないのですが、御質問については、今後も調べていく中で意識しておきたいと思っています。

2点目の人と人の移動に関しても、今回、調べたのは、やはり地味で、人の移動につ

いて何か問題となるケースがあったわけではありませんでした。PNRが適用される場合があり、また、人の移動に関する個人データの移動について、GDPRとそれに基づく各国法が適用されるということになりますので、第三国移転の問題はそれに沿って適用されることになるかと思えます。

(宍戸委員) ありがとうございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

すみません、時間が押しておりますので、ごく短めにお願いできますでしょうか、佐藤先生。

(佐藤委員) 佐藤でございます。時間がないようでしたら、飛ばしていただいて結構でございます。

(高橋座長) そうですね、森先生、いかがですか。

(森委員) 私も、もちろん結構です。

(高橋座長) すみません、では、申し訳ないのですが、活発な御議論をいただいて、さらにとということもあるかもしれません。しかしながら、時間の関係上、次の議題に移らせていただきます。

次は、前回検討会での委員意見を踏まえまして整理の方向性につきまして、内閣官房から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(内閣官房IT総合戦略室 中田企画官) 内閣官房でございます。

前回検討会で、様々な意見をいただいた4点につきまして、一旦整理の方向性(案)をまとめさせていただきましたので、それらについて御説明をさせていただきます。

それ以外の論点につきましては、次回以降、また、御議論いただこうと考えております。

まず、1点目、論点1でございますが、医療分野・学術分野における規制の統一をどのように図っていくかということございまして、本案、法人単位で移すという案と、別案、業務単位で移す案と2案示させていただきましたが、これについての御意見をいただいたところでございます。

整理の方向性(案)でございますが、委員の皆様御意見を踏まえまして、今後は、本案をベースに検討を進めることとしたいと考えております。

その上で、医療分野・学術分野の独立行政法人等の中で、公権力の行使に類する形で個人情報保有する業務を行うと認められるものがある場合には、そういったものについて

は、当該法人の当該業務における個人情報の取扱いに対しては、行政機関と同等の規律を適用するという事を含めて、今後、法制化作業の段階で精査することとしてはどうかと考えております。

説明だけ続けさせていただきますが、論点2でございますけれども、これは、学術研究目的の判断基準の明確化ということでございまして、生貝先生の御発表の中にもありました、自主指針等との接続をどう図っていくかということでございます。

整理の方向性（案）でございますが、1. は、やはり学術研究目的の明確化ということで、何らかの規定を置けないかということでございます。

2. といたしましては、やはり学術研究機関の自主性・自律性を最大限に尊重することが必要ですので、そういう前提で明確化を図るためには、どうしたらいいかということ。

いただいた御意見を踏まえまして、以下では3案を選択肢としてお示しさせていただきます。

A案が、前回お示しさせていただいた案でして、それぞれ自主指針を学術研究機関あるいはそのグループでお作りいただいて、それに則っている場合には、基本的には学術研究目的だと推定するというような規定を置けないかということでございます。

留意点といたしましては、推定するということの厳密な効果については、さらに精査が必要ではないかということが一つ。

もう一つは、これは効果が学術研究目的であると推定するということですので、学術研究機関にも課される、具体的には安全管理措置であるとか、保有個人データの開示等については、規定の法律上の効果は、直接は及ばないわけですが、自主指針の中で、そういった義務についても運用上基準を定めるということは可能ということ。それがA案でございます。

B案は、指針自体を個情委等が認定して残っている場合には、学術研究の用に供する目的だとみなすというような形、A案よりも、もう一步踏み込んで、指針の効果をより明確にしたということでございますけれども、そういった案でございます。

これは、類例といたしましては、景表法の31条に公正競争規約という規定がございますけれども、それに若干類似したものでございます。

この案は、個情委が指針を認定するということがありますので、その認定の具体的な要件について検討が必要であると考えております。

もちろん、この場合も認定指針の外で学術例外が認められるということは当然にあり得るので、認定されなければいけないということでは、もちろんないのでございますけれども、認定という、ある意味、行政上の行為が入りますので、そういったことについてどう考えるかということが1つの論点です。

最後、C案でございますが、これは今回明確化が目的であるということをより直截に表現したものでございまして、学術研究目的であるかどうかを個人情報保護委員会が判断す

るに当たっては、こういったことを考慮する、という解釈規定的なものです。これは、行政訴訟法第9条2項等に類例がございます。

具体的な考慮要素の内容については、1つは自主指針に適合しているかどうかということになるかと思いますが、それ以外の要素として、こういったものがあり得るかということについては、さらに精査が必要であると考えております。

この論点は、なかなか国内法で類例がありませんので、なかなか難しいところではございます。

説明を続けさせていただきまして、論点の3でございます。

これは、非識別加工情報の提供制度、改正後は、匿名加工情報という用語を使うことを考えておりますが、その中で、第三者の意見照会手続というものが、現在の行個法の44条の8で定められておりますが、これを今回の改正の中でどう考えるかということでございます。

2. で現行法の規律を確認的に書いてございますが、今、行個法の44条の8は、任意的な意見聴取と必要的意見聴取と2つの場合を定めていまして、この必要的意見聴取につきましては、情報公開法上は3つのケースがあるわけですが、行個法上は、結局のところ、②のところ、法人等に関する情報を含む文書を公益的理由で開示しようとする場合だけが、恐らく必要ということになるのではないかと。

2. の3. ですけれども、その場合の効果なのですが、現在の行個法は、任意的意見聴取と必要的意見聴取というものを区別せずに、いずれについても、第三者が反対の意思を表示した場合には、加工元情報から除外すると、そういった規定になっているということでございます。

3. で整理の方向性（案）と書いてございますが、まず、そのうちの必要的意見照会につきましては、必要的意見照会が生じるのは、法人に関する情報を開示しようとする場合に限られますので、こういったものを加工元情報からあらかじめ削除するという考え方とすれば、必要的意見照会の規定自体は要らないのではないかと。

それに対しまして、任意的意見照会に関しましては、2案を選択肢として示させていただいております。

A案は、任意的意見照会については、現在の効果も含めて、反対の意思表示があった場合には、元の情報から削除するという点も含めまして、規定を維持する。

この考え方といたしましては、現在の第三者意見照会の件につきまして、国民の不安を解消し、行政に対する国民の信頼を確保する、そういった観点から立法政策であるとの評価もあることから、そういった観点を引き続き重視する。

B案は、これとは反対に、任意的意見照会に関する規定も削除する。こちらの考え方は、どういうものかと申しますと、現行規定について指摘されている問題点といたしまして、やはり、もともと匿名加工情報の元情報というのは、ある意味、全て第三者に関する情報なわけですが、全ての第三者に対して意見照会を行うということになりますと、こ

れは非識別加工情報の提供手続が著しく遅延するということが分かりますので、余り現実的ではないと。

他方で、どのような第三者に対して意見照会を行うべきかということについて、基準がないということで、非常に運用が難しい規定になっているということが指摘されておりますので、この機会に規律の明確化の一環として、規定を削除するといったことをございます。

最後、論点の4、容易照合可能性の考え方ということでございますけれども、前回の事務局案の中で、法律の定義は、容易照合可能性のほうに寄せるという案でございます。

その際に、行政機関については、これまでの解釈との連続性を確保するという意味で、各行政機関全体を内閣の統轄の下にある一つの組織と考えてどうかということを御提案させていただいたわけですが、その場合に、独法についてはどうなのかといった御指摘もありましたので、若干考え方を整理させていただきました。

整理の方向性ですけれども、1. は繰り返しでございますが、行政機関と行政機関の間については、やはり従来に行個法の解釈との実質的な連続性を確保する必要があるということですので、一元化後は、全体を一つの組織と見ることとしまして、原則として、ある意味、カテゴリカルに容易照合可能性があると評価することとしてはどうかということでございます。

これに対しまして、2. ですが、行政機関と独法の間、あるいは独法と独法の間につきましても、やはり、いろいろなケースがあるということがございまして、一律の評価が難しいということ。

あと、理論的にもそもそも法人格を別にしてございまして、一つの組織ということがなかなか難しいという側面もあるということがございまして、一般論に立ち返りまして、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態かどうかということで、個別に判断するということとしてはどうかということでございます。

3. は具体例でございまして、ある意味、当たり前の話ですけれども、法人Aが提供する会員制のオンラインデータベースの会員として、そこに法人Bが登録しており、法人Bの職員が通常の業務における一般的な方法として、両方のデータベースを一体的に運用できるというような実態があれば、これは容易に照合可能であると評価できるのではないかとということでございます。

4. と5. は、確認的な意味で書いているものでございまして、しばしば混同されることがありますので、確認的に書いてありまして、ここで議論しているのは、機関を超えて容易照合可能性があるかでございますが、機関を超えた個人情報の共有の可否というのは、また別の問題であるということでございます。

ですので、今回、機関を超えた容易照合可能性について、行政機関全体を一つの組織と見たとしても、後者の判断に影響するものではないということとして、機関を超えた個人情報の共有の可否については、既に行個法第8条等が明文の規定を置いていますので、そ

の規定によって判断されるということでございます。

5. でございますけれども、よくよく考えてみますと、公的部門において実際に問題となるのは、そのほとんどが機関を超えた個人情報の共有の可否ではないかと考えまして、実際に機関を超えた容易照合可能性の有無が問題になるとしますと、それは、一方の機関のデータベースが単独では個人を識別できないけれども、他方の機関のデータベースと照合すると、個人の識別ができるデータで構成されているようなケースに限られるのではないかと書いております。

事務局の説明としては、以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は、先ほどと同様にチャットでお名前とともにお知らせください。よろしく申し上げます。

佐藤委員、よろしく申し上げます。

(佐藤委員) 佐藤でございます。

論点が幾つかあるのですけれども、この場で、今、言ってしまってよろしいのでしょうかね、何か分けたほうがいいのかってございますか。

(高橋座長) では、一緒をお願いします。

(佐藤委員) そうしましたら、論点1は、いただいた事務局のとおりで結構でございます。いわゆる本案で結構だと思っております。

論点2に関してなのですが、A、B、C案をいただいたところで、私もアカデミアにいる人間として、学問の自由という観点から言うと、余り学問領域に政府の介入というのは、なるべく避けたいというのが、これは1人の研究者として強く思うところなのですけれども、一方で、ヒアリングでも事前に申し上げましたけれども、必ずしも学会などの基準を見ていると、かなり丁寧に作っているところもございますけれども、ほとんど何もやっていないケースもあるところです。

ですので、1つは、何らかの個人情報保護委員会の関与というのは必要となるとすると、そうすると、ちょっとA案ですと、なかなか難しいので、例えば、B案またはC案というところが検討されるころだと思います。

もう一つ、今日は前半に、生貝先生のほうからGDPRに関して、いろいろ御説明をいただいて、私も非常に興味を持っていたところなのですけれども、GDPRですと、どうしても通常のやり方ではできない場合という、そういう例外において、学術目的の適用除外を入れているということを考えますと、EUに合わせることで全てではないにしても、参考になる1つの考え方だと思います。

今回いただいたところで、先生方の御意見、構成員の御意見で、宍戸先生が私立大学などに関しては、下手に規定を入れると、いろいろ反発があるのではないかとこのところですが、それは、私もその可能性はあり得ると思いますが、一方で、適切に情報を扱っていたところには、特段影響はしないと考えます。多少私立大学などに関して規制が増える形になってもご理解いただける範囲とっております。

ちょっと、この部分に関してまとめると、GDPRのたてつけも含めて、より詳細な議論が必要だと思っております。

それから、論点の3でございます。

高橋座長からいただいた、自分のデータを削除することの余地を作るという観点でいいますと、技術的には事務局にいただいた以外の解決策がありえます。一般の統計データの作成では、レコード抽出とか、サンプリングという言い方をしますけれども、対象となる個人情報データというのか、全体のデータで、何人かの対象者を無作為に抜くという加工を行います。

そうすることによって、ある個人が、必ずそのデータに含まれているという可能性を排除するというやり方を、統計データでは通常、レコード抽出を行います。このやり方を匿名加工情報ないし非識別加工情報においても前提にすると、匿名加工情報ないし非識別加工情報へ提供された情報に、ある個人と想定される情報が含まれていても、その個人の情報がサンプリングで削除されている可能性があります。従って、その情報がその個人に関するものとはいえなくなります。実は高橋座長が御指摘した問題というのは、このレコード抽出により排除することができるはずです。

これは、そもそも民間と違って、網羅性がある、例えば、ある地域のデータ全部を含むようなデータというのを行政機関などが持っているわけで、それを考えると、加工の基準として、レコード抽出を入れなかったのが、そもそも適切はいいえなかったとえます。この問題の解決を含めて、サンプリングないしレコード抽出を入れてしまえば、仮に第44条の8の話を除いても、この組み合わせをすれば、レコード抽出と組み合わせれば、高橋先生の御懸念は解決できるのかなと見ております。

ちょっと長くなりましたので、私は、ここまでとさせていただきます。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、石井委員、よろしく申し上げます。

(石井委員) よろしく申し上げます。

私は、論点1、2、4について簡単に意見を申し上げたいと思います。

論点1の医療分野・学術分野における規制の統一では、本案と別案に関する先生方の意見が載っております、全て本案がいいのではないかとこの意見となっております。私も

含めて本案を原則とするというようになっておりまして、それ自体については、異論はございませんけれども、整理の方向性でも書いていただいておりますように、業務単位のアプローチにも十分配慮する必要はあるだろうと考えております。

対象となる法人の中には、主務大臣の関与が入るものですか、助成金や補助金の交付を行うような業務などもあつたりしますので、個人情報取扱いについての法制化作業の段階で、よく業務単位のアプローチにも十分配慮していただければと考えた次第です。

論点の2ですけれども、佐藤先生がおっしゃる方向性に、私も賛同しております。Aですと、学術研究機関によって、指針等に差異が生じる可能性があり、それに推定規定がつくことによる法的効果に懸念があります。B案かC案のほうが望ましいのではないかと考えた次第です。

論点の4について、こちら整理の方向性に書いていただいているとおりのですけれども、2のところを強調しておきたいと思いました。組織の性格などもいろいろありますので、規律が緩和されたというように見られないような解釈をきちんと行うということが必要ではないかと考えた次第です。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、森委員、よろしくお願いします。

(森委員) ありがとうございます。

私は、特に論点2について申し上げたいと思いますが、先生方からもいろいろ御意見があつたところですが、私はC案がいいと思います。

その理由ですけれども、1つは、先ほど来、まさに学術研究の中心に位置するといつてもいい佐藤先生が、ちゃんとやっていないところが結構あるのではないかというお話もありまして、自主指針任せにするのはどうなのだということがあると思ひますし、あと、やはり自主指針である以上、あくまでも、これは自主指針であつて、そんなに網羅性みたいなことは求められない。その網羅性の求められないところで、推定を与えることが、果たしてうまくいくのだろうかという疑問がありますので、A案には、そういう問題があるかと思ひます。

B案ですが、認定だつたらという話なのですけれども、認定であれば、完璧なルールというものは確保できるのですけれども、今度は、一方で、そもそもの適用除外規定の持つていた意義、これは、国の統制に服さないということだと思ひますけれども、やはり認定ということになりますと、その認定するほうの手続もそうですし、一旦認定を取つてしまつたら、今度は認定を外されないように頑張らないといけませんし、こちらだつて、そうかといつて何かありましたら、これはもしかしたら外さなければいけないなということ、いろいろ事情を伺つたりとか、そういうことをしなければいけないので、統制的効果と

というのが、事実上生じてしまうのではないかと思います。

ですので、認定が、果たして適用除外規定そのものと適合するののかということに疑問があるところから、Bもちょっとどうなのかなと。

それに対してCは、全くそういう問題がないといいますが、学術研究目的かどうかということは、一件一件判断させてもらうわけですが、その際に、全くふんわり判断するというのではなくて、判断の際の考慮要素はこうだということをお知らせしておくことによって、学術研究機関にとっての透明性ということも図れますし、同時に、データの保護も実現できるのではないかと思います。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、お願いいたします。

(長田委員) 長田です。ありがとうございます。

私は、1の論点のところ、これは意見というか、確認のようなことなのですが、この方向性の案で賛同しているのですが、先ほど、石井先生のお話にもありましたように、取り扱う業務において、また、規律が変わったりするような場合、用語の定義のところなのですが、個人情報について用語を定義するという確認は取れていると思いますけれども、それ以外にも、個人データと保有個人情報とか、個人情報ファイルとか、個人情報データベースとか、いろいろ違う言葉を使っているところがあると思いますが、それらも含めて全て共通化するという確認でよいのかどうかというのを、ちょっと確認させていただきたいと思って発言させていただきました。

以上です。

(高橋座長) 確認なので、今、答えていただきましょう。

(内閣官房IT総合戦略室 中田企画官) 現段階での検討のイメージでございますけれども、個人情報と匿名加工情報については、官民共通の定義を置きます。

その他の定義につきましては、官民のそれぞれの規律と直結していますので、例えば、民間側の個人データであるとか、個人情報データベース等であるとか、あるいは行政側の保有個人情報であるとか、個人情報ファイルというものの、そういった定義は、官民それぞれの用語として残るということを、今のところ考えています。

医療分野・学術分野の独立行政法人等につきましては、基本的には、民間の規定を原則として適用するということですので、用語としましては、民間側の用語を使っていくということを想定しています。

(高橋座長) 長田委員、よろしいですか。

(長田委員) おっしゃったことは分かりましたが、いかどうかは、また、考えさせていただきます。

(高橋座長) それは、また。では、次に山田代理、お願いいたします。

(山田代理) ありがとうございます。根本の代理の山田でございます。

論点1について意見を述べたいと思います。

本案と別案を比較した場合に、本案のほうが良いという点については、事務局の整理及び今まで御発言になったほかの委員の方々と同じ考えでございまして、こちらは賛成するものでございます。

しかし、今後は本案をベースに検討していくという点については、少し慎重な判断が必要ではないかと思っております。

書面審議となりました前回検討会におきまして、委員の皆様既に御案内のとおりでございますけれども、事務局からは案A、B、Cと3つの選択肢が提示されまして、案AとBについてはそれぞれ欠点があるので、案Cを基本として検討するのが適当ではないかという考え方が示されたところでございます。

それに対して、根本からは、第1回検討会より申し上げているとおり、データを保有する主体によってルールを変えるのはいかながなものか、また、官民の規律の内容を同一にするほうが望ましい、それが国会の要請ではないかといったことを述べまして、本来は案Aを採用すべきではないかと主張をしております。

また、案Cの採用につきましても、案AとBが採れないからという理屈では不十分でありまして、積極的に案Cを採用する理由が必要なのではないかといったことについても指摘をしたところでございます。

これにつきまして、ホームページに公開されている第2回会合の意見の要旨によれば、官民の規律の違いを基本的に維持する理由については、中間整理に向けてさらに考え方を精査するという回答が事務局からあったところでございます。

こちらにつきまして、本日の時点では、そのような考え方は示されておりませんので、この段階で、案Cの本案をベースに検討を進めるというのを決めてしまうのは、少し時期尚早ではないかと考えております。

以上です。

(高橋座長) よろしいですか、御意見ということで、ありがとうございました。

それでは、宍戸委員、よろしくお願いいたします。

(宍戸委員) 宍戸でございます。

私は、論点の2番目について意見を申し上げたいと思います。

案A、案B、案Cは、いずれもそれぞれ一長一短あるかと思いますが、まず、そもそもの前提として、一元化後には、安全管理措置あるいは保有個人データの開示の義務が学術研究機関にもかかるという前提で、今、議論をしているのだと思います。

そうだといたしますと、このこと自体は、私は必要なことだと思いますが、安全管理措置及び保有個人データの開示等について、学術研究という観点からの取扱いということで、別個のルールあるいは学術研究機関の自主的なルールきちんと定められる。そして、それを尊重していただくということが有用ではないかと思っております。

その点でいいますと、実はB案の中で、安全管理措置や保有個人データの開示等について定め、そして、それを委員会が認定をしていただいたときに、一般のルールから上回る、要するに学術研究にとって有利になることを認めていただければ、景表法の公正競争規約のような仕組みを取ることに、学問の自由の側から見たときに利益がある部分もあろうかと思えます。

もちろん、だから私はすぐB案がいいというつもりはございません。森先生の御懸念もおっしゃるとおりでございます。もう少しここは慎重に、具体的なイメージを含めて掘っていったほうがいいのではないかとということで、今の段階では、私は留保させていただきたいと思えます。

繰り返しになりますが、安全管理措置の内容や保有個人データの開示等について、学術コミュニティの側の考え方が反映されることが重要であり、その中で、例えば、認定の手續等についても学術コミュニティの人間が関与するような仕組みを作るとか、個人情報保護委員会の委員にもう一枠研究者を設ければいいというものではないのだろうと思えますので、何か手續に特別な仕組みを作っていただくこともお考えいただいたらいいのかなと思っております。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、生貝委員、お願いします。

(生貝委員) ありがとうございます。

私も論点2の学術例外について少しだけ意見なのですが、基本的に、先生方おっしゃるとおりだと思っていて、やはりA案は難しいのだろうと思えます。

他方で、B案に関しまして、現状ですと、恐らく指針そのものを委員会が認定するという前提を取っているところでございますけれども、例えば、認定個人情報保護団体のように、団体そのものを認定して、そこが作った指針を中心に置くといったような考え方というのも、場合によってはあり得るのだろう。やはり、個別の指針への認定というところに

関しては、森先生がおっしゃったような懸念というのも様々出てき得るところかなというところでは。

そうしたときに、やはり、C案がかなり、特に考慮要素をどのように書くかというところを含めてですけれども、適当なところかなと感じているところもあり、まさにこの考慮要素のところ、場合によっては、指針そのものの中にどういう事項を入れていただきたいのかということについても含めていくことで、場合によっては、政省令、下位法令にある程度落とすことを含めて、時代と技術変化や研究のあり方に合わせた柔軟性というの担保し得るのかと思います。

個人的に、この点については限らずなのですけれども、柔軟性をどのように残しておくかということが、まず1つは、この技術変化、研究のスピードへの対応という意味でも、非常に重要だろうと思っております。

そのことというのは、ひるがえって、少し欧州のことをいろいろ調べていまして、今回の改正に向けた作業の1つの論点として、恐らく充分性認定というのが入ってくるというときに、充分性認定も完全な、同じ内容というのを求めているわけではなく、本質的に同等であればよいということになっているわけでありましてけれども、それをこれから、例えば、こういった法律ができたとして、欧州とやりとりをしていく中で、ある程度の調整を可能とした法の作り方をしておくことというのが、もしかすると、望ましいのではないかと考えているところでは。

差し当たり、以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、増田委員、お願いいたします。

(増田委員) 増田でございます。ありがとうございます。

論点1に関しましては、本案のほうで賛成いたします。

論点2に関しましては、個人情報保護委員会のほうでの作業量が膨大になるのではないかとこの意見については、そのとおりだと思っております。認定をする作業と、それが適正なものであるかどうかを判断して継続させるということが大変だろうと思っております。

また、外から見たときに、考慮要素を示していただくことは、他の学術研究機関との整合性が取れたり、透明性確保ということもあるかと思っておりますので、今の段階ではC案のほうに賛成をさせていただきたいと思っております。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、大谷委員、よろしく申し上げます。

(大谷委員) ありがとうございます。

それでは、論点2について御意見を申し上げたいと思います。

論点2の問題というのは、学術コミュニティにおける個人情報の取扱いも含めた自律性の確保ということと、他方、それに伴って、本人にとっては個人データの保護に一定の制約が生まれるということですので、やはりどちらの利益というのもバランスを取っていかなければいけないと思っております。

その結果として、AとBとCという3つの案を御提示いただいているところなのですが、やはり、今日最も共感するのはC案のほうです。

といいますのも、やはりB案は、第4項のところにありますように、認定を受けた指針に適合しているときにみなしという効果が働いて、それ以外の場合に、つまり認定を受けない学術コミュニティの自主指針に従って、個人データを取り扱った場合に、学術研究目的と見られない可能性も出てくるとおられます。ただ、実際には、学術研究の目的である場合もそうでない場合もあり得ると思っておりますので、その取りこぼしが発生しやすいということで、ちょっとB案は難しいと考えているところです。

ただ、B案の認定というやり方にはよい点もあるかなと思っております。実際の学術研究コミュニティでも、どのような個人情報の取扱いについての指針を用意すればいいのか十分に分からないでいるといった状況でありながらも個人データを含むデータの利活用といったことをやらなければいけないと考えているところが多いかと思えます。認定を受けたり、個人情報保護委員会と接点を持つことによって、ベストプラクティスのようなものが世の中に示されていったり、公表されていくというようなことになると、それを模範にしながら他のコミュニティにおいても、個人データの取扱いについての考え方が、全体として実力が上がってくるという効果も得られると思えます。認定を受けるというような部分を何とか残した形でのC案というようなことができないかなというのがイメージでございます。

それ以外のポイントについては、事務局の整理で基本的に差し支えないと思っておりますが、論点3について申し上げますと、やはり必要的意見照会について削除していただくことができれば、任意的意見照会の扱いについては、基本的に自由であるかなと思っております。そういった規定を残すということも選択肢の1つかなと思っております。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、個人情報保護委員会、御発言をお願いしたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

(個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官) ありがとうございます。個人情報保護委員会事務局の佐脇です。

論点2につきまして、事務局の立場から少し発言させていただきたいと思います。

事務局から配付された資料の整理の方向性にもありましたように、2つの観点があるのではないかと考えております。1つは、学術研究目的かどうかの判断の難しさ、要するに、何が学術研究に当たるかというような外縁をどう明確化するか、ということ。2つ目は、それに当たって、一定の例外を享受しつつも、どういった行動規範であるべきか、ということ。この2つの話を、何となく同時に満たす案であったり、1つに着目した案であったりしているということなのかと思います。

その上で、御承知のように、現行の個人情報保護法は、法律上、表現の自由、学術・学問の自由その他の自由と個人情報の保護との関係性は、調整が必要だという前提で、個人情報保護委員会の権限の行使に相当な抑制をし、規律されております。それは勧告、命令という違反行為を前提にするもの以外のものにつきましても、相当慎重な対応を求めているということでございます。

今回、学術研究につきましても、一定の安全管理措置その他の規律が法律上、義務づけられてくるといたしましても、基本的な発想は個人情報保護委員会によりますと、謙抑的なのではないかというようなことを考えております。その意味では、何が学術研究に当たるのか、これが学術研究目的かどうかなのかというお問合せは、確かにございますけれども、まさしくその観点そのものは、私などにとりましますと、学問の自由の本質の一部のような気もいたしまして、むしろ学術・学問であると言われれば、当委員会としては、そういう前提で臨むべきではないかというのが原則のような気がします。

行動規範につきましては、どこまでやればいいのかという御質問をいただいた場合には、かなり具体的な回答を求める向きが多くございます。そうなりますと、欧州のコード・オブ・コンダクトなどに比較しても、相当緻密なものを行政が認知した形で示すというようなことにならざるを得ないと思いますが、果たして、そういうことまですることが、学問の自由との関係で許容されるのかどうかということについて、当委員会としては、現時点においては、相当慎重に考えるべきではないかと考えておりますので、御参考までに一言申し添えました。

以上でございます。

(高橋座長) 承りました。慎重に考えていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

一通り御意見を頂戴しました。私個人も、特に論点3については、今の任意的意見照会が行個法に捉われ過ぎているのではないかなという気もしています。そこで、例えば、公示送達に似たような制度とか、意見公募手続と同じような大量手続に適合的な仕組みもあってもいいのかなと考えていますので、B案以外にも、もう少し使い勝手のいい手続はないのかなと思います。この辺は、事務局にぜひ御検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、まだまだ御意見はあると思いますが、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は「個人情報保護法令和2年改正における措置事項と公的部門における措置の要否についての考え方【素案】」について、内閣官房から御説明を頂戴したいと思います。

(内閣官房IT総合戦略室 中田企画官) 内閣官房でございます。資料4に沿って御説明を申し上げます。

御案内のように、先般、今国会におきまして、個人情報保護法の改正が成立いたしました。

これは、当然、民間側の改正事項であるわけですが、これを公的部門においてどのように反映していくかということも、令和3年改正の際の課題ですので、若干時期としては早いのですが、こういった論点があるかということを経験する意味で、一旦素案ということで整理をさせていただきました。

大きく3つ分類させていただいております。1. は、現時点の判断としては、公的部門においても何らかの措置が必要と考えられるもの。

2. が現時点の判断としては、基本的に措置不要と考えられるもの。

3. が、これは措置不要であると考えられるもの、そういう3つの分類にさせていただいております。

まず、現時点の判断としては、何らかの措置が必要と考えられるものにつきましては、4点あるのではないかと考えております。

1点目ですが、これは、漏えい等発生時の委員会報告等の義務化という改正事項でございます。これは、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報委員会への報告及び本人への通知を義務化することでございます。

これにつきましては、公的部門におきましても、個人の利益保護の観点からは、同様の措置が必要ではないかと考えているところでございます。

ただ、具体的な規定内容については、公的部門の特性を踏まえて、精査が必要ではないかと考えてございます。

2点目は、不適正な利用の禁止ということでございます。違法または不当な行為を助長するなどの不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化することがございます。

これは、具体的には反社会的勢力に対して個人情報を利用させるであるとか、あるいは、いわゆる破産者マップの事例等を想定して導入された規律であると理解しております。

これも公的部門においてどのように反映するかということでございますが、基本的には、現行法の個人情報保護法における個人情報の適正取得に関する考え方と平行と見ておきまして、具体的には、行政機関の職員につきましては、不適正な方法によって個人情報を利用してはならないという法規範が、既に国家公務員法等によって担保されていると

考えられるとすれば、措置不要ではないかと考えているところでございます。

これに対しまして、独法等の職員については、そのような法規範は当然には存在しないので、何らかの措置が必要ではないかと考えております。

3点目、個人関連情報の創設という部分でございますが、これは、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていることなどの確認を義務づけるということでございます。

これは、経緯といたしましては、御案内のように、リクナビ事件におけるクッキーの提供を契機といたしまして、導入された規律であると理解しております。

ではあるのですが、もちろん公的部門において、リクナビ等に対してクッキーを提供するということが直接想定されるわけではないのですが、今回の改正の基礎になる考え方、すなわち、提供元において個人情報には該当しないが、情報を提供した結果、提供先において、本人が識別されて、本人の権利利益を侵害する可能性がある、というそういった改正の基礎である考え方を一般化いたしますと、やはり、公的部門においても何らかの措置が必要ではないかと考えているところでございます。

ただ、公的部門と民間部門の外部提供に関する考え方が若干違うところがございますので、具体的な規定ぶりについては、さらに精査が必要ではないかと考えております。

4点目ですけれども、外国にある第三者への個人データ提供時の本人への情報提供の充実ということでして、外国にある第三者に個人データを提供するときに、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めるということでございます。

これは、現行法におきましては、そもそも公的部門については、外国にある第三者への移転を念頭に置いた規定はございません。ございませんが、今回の一元化を機に、公的部門についてもGDPR十分性認定への対応を視野に入ると考えるといたしますと、何らかの規定を置くということは必要ではないかとも考えられますので、そのような方向で検討してはどうかと考えているところでございます。

ただ、ここにつきましても、やはり外部提供に関する考え方が若干違いますので、具体的な規定ぶりについては精査が必要ではないかと考えております。

それから、2. で、現時点の判断としては、基本的に措置不要と考えられるものを、ここでは3点並べてございます。

1点目ですけれども、利用停止・消去等請求権の要件緩和ですけれども、これは、一部の報道等ですと、何か新しい権利を個人に認めたというような報道も行われているところなのですが、内容的には、そういうものではないと理解しておりまして、利用停止・消去等の請求権、これは既にあるものですけれども、これについて要件を緩和するものであるということでございます。

具体的には、現行法ですと、不正取得等の一部の法違反の場合に限られているのですけ

れども、これを個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和するという改正内容でございます。

この個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合というのが、具体的に何であるかというのは、今後、個人情報保護委員会がガイドラインなどを通じて明らかにしていくものと理解していますが、法律上、例示がされておきまして、2点例示がされております。

1点目は、当該データを事業者が利用する必要がなくなった場合。

2点目は、漏えい等の事態が生じた場合。

こういった改正事項を公的部門で反映する必要があるかということなのですが、現時点の考え方といたしましては、法律上の例示に着目した場合は、1点目の点につきましては、行政機関におきましては、保有個人情報を記録した行政文書等には、あらかじめ保存期間が設定されておきまして、保存期間が満了されたものは、公文書館に移管されるものを除いて、基本的には消去されるということになっている。

それから、公的部門において取得する個人情報というのは、もともと法令の定める所掌事務・業務に必要な個人情報を取得するということになっておきまして、もちろん漏えい等はあってはならないわけですが、万が一漏えいがあった場合にも、その情報自体を消去するということが、果たして適当なのかどうかということがあろうかと思われま。

そういったことを踏まえ、現時点の判断といたしましては、必ずしも公的部門において、このような改正事項を反映する必要はないのではないかと考えているところでございます。

ただ、ここも、そもそも「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」という要件の具体的な内容が現時点で必ずしも完全に明らかになっているわけではないので、その内容も踏まえ、今後、さらに精査が必要ではないかと考えているところでございます。

2点目でございますが、データ開示方法の指示ということでございまして、今回、保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるという改正が行われております。

これにつきましては、現行法の行個法、それから独個法におきましては、既に開示請求者が開示方法を選択できる仕組みとなっておりますので、基本的には、法律上の措置は不要ではないかと考えております。

他方で、実際に開示請求者が選択できる開示方法というのが、行政機関が情報化の進展を踏まえて定める開示方法の中から選択することになっておりますので、これは制度の問題というよりは、どちらかというところ、システム整備の問題といたしまして、政府全体として開示のデジタル化対応を計画的に推進する必要があると考えてございます。

3点目、仮名加工情報の創設でございますけれども、今回の個情法の改正におきまして、イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和すると、そうい

う改正が行われております。

これの公的部門における考え方ですけれども、基本的には、今回の仮名加工情報制度というのは、企業等におけるイノベーションを促進する観点から、一部の義務を緩和するものですので、公的部門においては、医療分野・学術分野の独立行政法人等を除いて、そのようなニーズがないと考えられるのであるとすれば、措置不要ではないかということでございます。

ここで念のためということでございますけれども、仮名加工情報に相当する情報を作ること自体は、公的部門においても、一定の場合、具体的には目的内利用に当たる場合であるとか、相当な理由のある外部利用に該当する場合には可能ですので、ここでの論点では、それを超えて、仮名加工情報を作った場合に、義務を緩和するということが必要かどうかということございまして、現時点の考え方といたしましては、そこまでは必要ないのではないかということで、一旦素案としております。

その他「3. 措置不要と考えられるもの」ですが、これは、もともと公的部門において対応する制度がないであるとか、明らかに民間事業者を想定した規定であるとか、そういった理由で、公的部門における措置は不要であると考えられるものです。

御説明は、以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある委員の方は、先ほどと同様にチャットでお名前とともにお知らせいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、石井委員、お願いいたします。

(石井委員) 石井です。ありがとうございます。

資料4の御説明の中で、確認させていただきたいことがあります。まず、1ページ目の16条の2のところ、まず、行政機関の職員については、不適正な方法により個人情報を利用してはならないとの法規範があるので、措置は要らないと。

2ページ目のほうについては、30条で行政機関及び独立行政法人等には保存期間が設定されていて、業務に必要な個人情報しか保有できないことになっているので、利用停止・消去等請求権の行使を認める必要のある場合は想定されないというご説明だったのですけれども、別法に相当する規定があるので大丈夫というのは、例えば、解釈の違い、適用範囲の違いをもたらす可能性はないのか、また、守られて当然だという前提のもとでの規定があるので、個人の権利行使は要らないという発想なのか。行政機関については守られる前提の規定があるから規律はいらないと理解して良いのか、その点に疑問がありましたので、事務局にお答えいただきたいのですが。

(高橋座長) いかがでしょうか。

(内閣官房IT総合戦略室 中田企画官) 繰り返しになりますが、現時点で素案を一旦お示ししたものですので、様々な御指摘をいただいて精査したいと思います。不適正な利用の禁止につきましては、一旦ここでの整理といたしましては、現行の個人情報の不適正取得に関する整理を踏襲するということではどうかということとして、今、公的部門におきましては、行政機関個人情報保護法においては、不適正取得を明示的に禁止した規定というのは、置かれていないのですけれども、そのところの考え方は、なぜかと申しますと、一言でいえば、そういったことは国家公務員法等があるので、公務員は行わないのであると、そういう考え方で整理していて、その延長線で考えると、このようなものになると。

2点目の利用停止・消去等請求権につきましては、いろいろな御意見等はあるかと思っておりますが、法律上例示されている2つの場合を想定しますと、公的部門においては、期間が来たら消去するという仕組みが既に、ある意味ビルトインされておりますので、それによって、既に対処済みということになるのではないかと、そういった形で一旦整理しております。

(高橋座長) ほかは、いかがでしょうか。

宍戸委員、どうぞ。

(宍戸委員) 東京大学の宍戸でございます。

私も石井委員と同じ質問あるいは同じ問題関心を持っているのかと思っております。不適正利用の禁止の問題と利用停止請求権の要件緩和の問題は、やはり公的部門においても、私は、もう少し御検討いただくべきものと思います。

第1に不適正利用の禁止について、国家公務員法上規律があるということでございますけれども、これは、言い換えますと、国家公務員法の規律にすぎないものでございまして、公務員法の懲戒上の規律の問題でございます。

そうではなくて、個人情報保護法が、個人の権利利益を守る法体系であるということからいたしますと、不適正であるとか、あるいは利用停止に値するような場合について、それを個人の権利の側、具体的な請求権として書かないで済むというのは、私には理解ができませんところでもあります。

繰り返しになりますが、公務員法の規律があるから、公務員はそういうことができないからいいというのではなくて、行政機関として、また、独立行政法人として、こういうことをやってはいけないのであり、そういうことが起きた場合には、個人に権利を保障することが、やはり必要なのではないかと思います。

もちろん、実際に詰めて考えていくと、そういうことが起きないのだとか、あるいは実

際に、そういうことがある場合には、既に請求権が発動できるのだから不要だということであるのであれば、措置不要ということになるわけですが、そのところは、もう一度話めていただいて、御説明をいただければ、私も考えてみたいと思っております。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、森委員、お願いいたします。

(森委員) ありがとうございます。

初めに、まず、私も適正利用義務に関しては、16条の2に関しては、公的部門にも必要だと思います。

宍戸先生と同じことを申し上げて恐縮なのですが、ちょっと違う角度から申し上げますと、今回、どうして、こういう規定が民間のほうに入ったかといいますと、それは、いろいろ問題のある取扱いがあったからでして、では、もともと民間事業者が不適正な利用をしてよかったのか、それはそんなことはなくて、救済手段もありまして、これは民事のプライバシー侵害等で救済が図られるだろうということで、公法の規定には入っていなかったということでございます。

ただ、なかなかそうも言っていられないと、どうもいろんなICTの進展に伴って、民事的救済だけでは不十分ではないと、個人情報保護委員会が入って、公法的な規制においても、こういった救済をしていく必要があるのだということで入ったのが16条の2ですので、同じように、これまで行政機関はということですが、これはこれで国賠法がありまして、よろしくないことが行われれば、救済される可能性はあったわけですが、同じような状況の変化によって、やはり公法規制によって保護される必要が生じたというような状況においては変わっていないので、16条の2については、同じように公的部門にも適用されるべきであるということが1点でございます。

もう一点は、御質問なのですが、1. の措置が必要のほうで、公的部門の、民間との違いを踏まえて、具体的な規定については検討が必要と書かれていまして、それは全くそのとおりだなと思うのですが、1、2行目の漏えい報告の義務化、22条の2ですね。これについて、具体的な規定内容については、公的部門の特性を踏まえて、精査が必要というところは、若干イメージがわきません。これは別に反対しているわけではなくて、そのイメージがわからないということなのですが、この漏えい報告の義務化について、民間との違いがあるので、公的部門について特別な考え方というのは、どうものなのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

(高橋座長) どうぞ。

(内閣官房IT総合戦略室 中田企画官) 1点目は、御指摘として承らせていただきたいと思えます。

2点目につきましては、ここは一般論として書いていますので、こういった場合が特例的な扱いが必要になるかということも含めて、今後検討するという趣旨でございます。

(高橋座長) よろしいでしょうか。

(森委員) ありがとうございます。

(高橋座長) では、長田委員、お願いします。

(長田委員) ありがとうございます。

今、ずっと先生方の御意見が出ていた、措置不要と考えられるものところの利用停止・消去等請求権の要件緩和のところは、私もここは措置が必要ではないかと考えています。

そして、すごく重い案件のことを先生方おっしゃっていたと思うのですが、今、コロナウイルスの対策で、スマホアプリで感染者への接触情報を通知するアプリについて、国の機関も関わって、アプリの仕組みを考えたりしていらっしゃると思うのですが、そういう案件では、消去等の請求権みたいなものは必要なのではないかなと、ちょっと素人考えですが、そのように思いました。

それと、仮名加工情報のところも、仮名加工情報の制度そのものが、企業等におけるイノベーションの促進する観点から考えられたというのは、そうなのかもしれないのですが、今みたいな話も、また、そこに入ってくるのではないのかなと思えます。

あと、仮名加工情報が行政機関も作れますと書いてありますけれども、この作った場合は、個人情報法のように、もう少し長い期間保存しておくことができるという解釈になるのかどうかは、ちょっと教えていただければいいなと思いました。

あと、措置が必要ないところの4ページの、オプトアウト規定による個人データの第三者提供範囲の限定のところなのですが、民間がオプトアウト方式で提供を受けたものをもって使った場合、普通の民間機関だと第三者提供できないと思うのですが、それは公的部門も同じではないのかなと思いましたので、ちょっと御専門の先生方で考えていただいて、教えていただければいいなと思いました。

以上です。

(高橋座長) では、それは検討してください。どうもありがとうございました。

それでは、山田代理、お願いいたします。

(山田代理) ありがとうございます。

まだこちらは素案ということで、事務局においてこれから精査されるということですし、我々も同じような状況ではございますが、そういう観点で少し分からなかったことがあったので、教えていただきたいと思います。3.の「措置不要と考えられるもの」の4ページに書いてございますけれども、虚偽報告等の罰則の強化や、法人に対する罰則の強化については、民間事業者への適用を想定しているため措置不要ということで、文章もあっさりしております。先ほども簡単に御説明がなされました。こちらにつきまして、民間事業者だけ罰則が重くなるということなのか、それとも現状、行政機関等が虚偽報告をした場合に罰則を科すという制度が存在しないため想定していないということなのか、もう少し御説明があると有難いです。

以上です。

(高橋座長) では、そこはいかがですか。

(内閣官房IT総合戦略室 中田企画官) 御説明が不足しており、失礼いたしました。

ここは、あくまでも令和2年改正を公的部門に反映するかどうかという観点で書いていますので、公的部門における罰則が現行のもので十分かどうかということは、また、別の論点として検討が必要であると考えております。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、生貝委員、お願いいたします。

(生貝委員) ありがとうございます。

1点細かいところだけなのですが、現時点では、2.の不要とされているところの2番目のデータ開示の方法の指示について、確かに書かれているとおり、法律上の問題ではない部分が多いのかなと思うのですが、この部分というのは、データポータビリティと呼ばれるものとの関わりも大きいところ、公的機関の保有している情報というのも、本人の権利利益を、これからさらに向上していくために必要な情報も含まれているところだと思いますので、後段に書いてある、統一的な政府方針の策定等を通じて、政府全体として開示のデジタル化を計画的に推進するということは、ぜひ積極的に考えていただきたいという意味で、賛成の意を表させていただきます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

では、お願いします。

(大谷委員) ありがとうございます。日本総研の大谷です。

資料4で、細かく整理していただいているのですが、基本的な考え方が、事務局

の整理のとおりだとしたとしても、1. と2. の項目というのは、行政機関に適用されてもおかしくない規定だと思いますので、最終的には、共通化を図っていただくことが望ましいと思われまます。言い換えれば、既にほかの法律で対応ができていて、この法律でも民間、行政機関問わず適用される規定として生かしていくということが不要としても、そこにまとめてあるということが、この個人情報保護法全体の分かりやすさという点では望ましいのではないかと思われまますので、改めてそういう観点から見直すことができないでしょうか。これも入れても大丈夫だねといった項目が増えてくるかと思われまますので、一度、そういう目で見直していただければと思われまます。

以上でございまます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

実はフリートキングの時間を入れる予定だったのですが、既に時間が押してあります。最後に、改めて何か発言しておきたかったという点があれば、後で事務局にメールで出していただきたたいと思われまます。そういう形でよろしいでしょうか。

すみません、進行の不手際で、まとめのご発言の機会がなくて申し訳ございまません。そういう形で、取り扱わせていただきたたいと思われまます。

それでは、活発な御議論をいただきましてありがとうございました。

事務局におかれましては、後で出されたメールなども含めて、皆様方の御意見を参考にさせていただきまして、今後の中間整理に向けた検討に生かしていただきたければと思われまます。

それでは、次回以降の日程につきまして、事務局から御説明いただきたたいと思われまます。

(内閣官房IT総合戦略室) 事務局でございまます。

本日も、委員の皆様には、貴重な御意見をいただきまして、また、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

お配りしてあります資料5に、「今後の検討会の進め方【案】」を記載してあります。

今回、第3回ですけれども、次回、第4回は6月末から7月上旬の間で関係者、関係法人からもヒアリングを行い、また、続く第5回として中間整理の素案を御議論いただいた上で、第6回に中間整理案を取りまとめていただくということを予定してあります。

並行して日程調整をお願いしているところでございまますけれども、また詳細が決まりましたら、別途、事務局から御連絡をさせていただきます。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「個人情報保護制度見直しに関する検討会」の第3回を終了させていただきます。

なお、会議の冒頭にもお伝えいたしましたとおり、本日の会議については、後ほどホー

ムページで資料公開いたしますが、資料4につきましては、事務局の素案という事で、今回の資料としては非公開とし、本日の委員の議論を受けて、今後事務局において更にご検討をお願いします。

議事録についても、前回同様に、事務局より各委員に御発言部分を御確認いただいた後に、速やかにホームページに掲載したいと考えております。

最後のメールの件もございます。メールについても、一両日中に送っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

この点を含めて、何とぞ、よろしくお願いたします。

では、本日は、誠にありがとうございました。これにて、会議を終了いたします。

以上